接待営業に関する確認書

接待営業を行うには、「風俗営業の許可」が必要です。

例えば、

・「クラブ○○」等の屋号を用いている

・カウンター席に比べてボックス席が多い（３席以上ある）

・１日に出勤する女性従業員が多く（３人以上いる）、ホステス等という呼称を用いる

・女性の指名料、ドリンクバックがある

等の場合は、一般的には接待営業と認められます。

以下の行為は、接待に当たります。

○　特定少数の客の近くにはべり、継続して、談笑の相手となったり、酒等の飲食物を提供したりする行為（通常、カウンター以外のボックス席において、女性従業員が客の隣や正面に座り、客の相手をすることは接待に当たります。接待にならないようにするには、飲食物を提供した後、席を離れる必要があります。）

○　特定少数の客に対して、専らその客の用に供している客室又は客室内の区画された場所において、ショー、歌舞音曲等を見せ、又は聴かせる行為

○　特定少数の客の近くにはべり、その客に対し歌うことを勧奨し、若しくはその客の歌に手拍子をとり、拍手をし、若しくは褒めはやす行為又は客と一緒に歌う行為（デュエット等）

○　特定の客の相手となって、その身体に接触しながら、当該客にダンスをさせる行為

○　特定少数の客と共に、遊戯、ゲーム、競技等を行う行為

○　客と身体を密着させたり、手を握る等客の身体に接触する行為

※　無許可で接待営業を行えば、

○　刑事処分～２年以下の懲役、２００万円以下の罰金

○　行政処分～６月間の営業停止

の対象となります。